

令和8年度 宮崎小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

<いじめの定義>

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法」）

2 いじめ防止・いじめ問題対策組織

「いじめ・長期欠席対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを特定の教職員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。すべての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できるよう、研修等の充実を図り指導力の向上を目指す。

校長、教頭、教務主任、生活指導担当、保健主事、養護教諭、長期欠席対策主任、該当担任で構成し、スクールカウンセラーも参加する。

「いじめ防止・いじめ問題対策組織」の役割

- (1) 「宮崎小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
 - ・ 学校評価アンケートを行い、いじめ防止対策の検証を行って改善策を検討する。
- (2) 教職員への共通理解と意識啓発
 - ア 年度始めの職員会議で「宮崎小学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
 - イ いじめ・生活アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- (3) 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - ア 「学校いじめ防止基本方針」を4月のPTA総会で保護者に配付・説明する。
 - イ 随時、学校だより等を通していじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。
- (4) いじめ事案への対応
 - ア いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
 - イ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
 - ウ 問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 令和8年度の基本方針

- (1) 学級活動や全校活動の場で役割を与え、役割意識をもって取り組むと同時に、他者から認められる場を意図的に設定することで成功体験を増やし、集団の中での子供の自己有用感を高めていく。仲間との関係を大事にした学級生活の満足度の向上を図っていく。そこで、以下のような取組を進めていく。

【具体的な取組】

- ・学級内や校内活動の中での係活動（役割活動）に積極的に取り組み、一人一人に責任と自覚をもたせて取り組ませる。
- ・日頃の学級活動や授業の中に『学び合い』や「チーム学習」の活動を取り入れることで、互いのよいところを褒め合い、認め合う場を設け、自己有用感や自己肯定感を高めていく。
- ・全校集会や学級活動の中で、SST（ソーシャルスキルトレーニング）を取り入れ、よいところやよい言動を発表し、子供同士で認め合っていく。
- ・おはなしタイムにおいて、自分の意見の伝え方、相手の意見の聞き方を学んでいく
- ・12月に毎年行っている人権標語づくりを標語作成だけで終わらずに、全校集会の場で紹介したり、認め合ったりしていく。
- ・全校道徳を行うことで、協力して物事を考えたり、相手の意見を尊重したりすることができるようにする。

- (2) 子供が、いじめを受けていると感じたその時（できる限り早く）に、辛く悲しい気持ちを素直に打ち明けられるよう、担任をはじめとする教職員との信頼関係の構築を図る。そこで、以下のような取組を進めていく。

【具体的な取組】

- ・日頃から子供と関わり合い、教師と子供が互いに信頼し合える関係を築く。
- ・いやなことを言われたり、いじめと感じたことがあったりしたら、すぐに担任や養護教諭、その他の教職員、または保護者に話すように伝えていく。また、自分の気持ちをはっきりと伝えられる場を設定する。
- ・学期に2回行う「いじめ・生活アンケート」を自宅で回答し、じっくり思いを記述できるように配慮する。「いじめ・生活アンケート」を行わない月は「心のアンケート」を行う。また、学期に1回保護者へのアンケートを行う。
- ・日常観察やアンケートの結果で本人の悩みやいじめが心配される事実があった場合は、すぐ教育相談を行い、その子供の気持ちに寄り添いながら、丁寧な対応を図る。
- ・アンケート後の教育相談だけでなく、定期的な個別教育相談を設ける。
- ・保護者にも気になることや心配があった場合は、早めに連絡・対応を図ることがその子にとって一番よい対応ができることを何度も伝え、保護者と連携した対応を図っていく。
- ・道徳の授業などで相手の気持ちを想像する力、自分の気持ちをきちんと伝える力を育てる。
- ・SCとの面談の機会を設け、心の安定を図る場を設定する。

- (3) 学級内だけでなく、全校縦割り活動、集合学習での他校との交流など、様々な関係性が築ける活動を仕組んでいく。少人数教育やへき地教育に対する適切な対応や上手な学級経営の方法について知識不足や経験不足を解消するために、以下のような取組を実施していく。

【具体的な取組】

- ・月に一度、長放課に適宜「全校遊び」の時間を設ける。担当学年が中心になって全校遊びを企画・運営できるように支援する。
- ・なかよし班（全校縦割り班）を組み、毎日の清掃活動をなかよし班で取り組む。運動会や探鳥会では、なかよし班で交流できるように活動内容を工夫する。
- ・集合学習のグループ活動に積極的に臨めるように、児童が目的意識をもって当日を迎えられるような事前学習の充実を図る。
- ・複式学級内で上下学年それぞれの活かし方、育て方について、を課題とした現職研修等を行い、教職員の力量の向上を図っていく。
- ・職員会や現職研修で、新聞記事や過去の事例、法律をもとに、いじめ防止に関する知見を広げる。（学期に1回以上実施）

4 いじめの防止・いじめ問題対策等に関する基本的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。また、「学級集団適応心理検査」(WEBQU)を活用し、学級集団や児童相互の関係性を把握し、学級づくりに効果的に生かしていく。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 道徳教育や体験活動等の充実を図り、子供たちの人間関係をつくる力やコミュニケーション能力の向上に取り組む。また、児童が主体となった自治的活動や全校遊びを計画的に実施するなかで、異学年間の良好な人間関係を構築する。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 児童には学期2回、保護者には学期1回のいじめアンケート、及び定期的に教育相談を実施する。プライバシー保護を重視するために、アンケート用紙を家に持ち帰って記入し、封筒に入れて提出するようにし、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見逃ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネットいじめへの対応は、状況を正しく把握して指導にあたるとともに、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

5 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、適切に対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・長期欠席対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

6 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるようにする。
- (2) いじめに関する調査や学校評価アンケートを実施し、いじめ対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

7 その他

- ・いじめ防止に関する校内研修を年2回計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- ・長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止・発見に取り組む。
- ・いじめ対策委員会
(校長・○教頭・教務・○生活指導・保健主事・長期欠席対策主任・○養護教諭・関係担任・SC)

<取組の年間計画>

	教職員研修計画 いじめ対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との 連携
4月	P ○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認	○相談室等諸機関の児童、保護者への周知	○いじめ相談窓口の児童生徒、保護者への周知 ○心のアンケート	○PTA総会で「学校いじめ防止基本方針」の説明 ○学校運営協議会①
5月	D ○現職研修①「児童の情報交換といじめを起こさない学級づくり」	○学区大運動会 ○保健指導（心と体の成長）	○「いじめ・生活アンケート」 ○「いじめに関する実態調査」（保護者向け） ○教育相談週間①	○「お茶つき会」で、学区のお年寄りとの交流 ○保護者へのアンケート実施
6月		○情報モラル指導（ネットモラル）	○WEB-QU（1回目） 結果の検証→対策 ○教育相談週間② ○心のアンケート	
7月	C A ○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証		○「いじめ・生活アンケート」	○個別懇談
8月	P ○中間評価→検証	○魚つかみでの自然とのふれあい		○親子三代環境整備を通じた学区民との交流
9月		○敬老まつり「おもてなし活動」による交流 ○情報モラル指導（ネットモラル）	○心のアンケート	○敬老まつり ○学校保健委員会 ○宮崎を語る会
10月	D ○現職研修②（学級集団適応心理検査やケーススタディをもとにした研修）	○宮崎保育園との交流（1, 2年生） ○学芸会	○「いじめ・生活アンケート」 ○教育相談週間③	○学区文化祭へ参加
11月	C ○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○親子探鳥会 ○地域に学ぶ会	○心のアンケート	○親子探鳥会
12月	A ○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○人権週間（講話・道徳授業・標語づくり） ○赤い羽根募金活動	○「いじめ・生活アンケート」 ○「いじめに関する実態調査」（保護者向け） ○教育相談週間④	○保護者へのアンケート実施 ○個別懇談
1月	○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し	○保健指導（命の大切さ） ○みやざき音楽会による情操教育	○心のアンケート ○教育相談週間⑤	みやざき音楽会への参加
2月	P ○自己評価		○WEB-QU（2回目） 結果の検証→対策 ○「いじめ・生活アンケート」 ○「いじめに関する実態調査」（保護者向け） ○教育相談週間⑥	○学校評議員会③ ○保護者へのアンケート実施 ○学校運営協議会②
3月		○6年生とのお別れ会	○心のアンケート	
通年	○職員会での情報の収集（毎月） ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○かじか会読み聞かせ（毎月） ○誕生日会食（毎月） ○全校道徳 ○縦割りグループの編成	○健康観察（毎日） ○身体測定（年6回）	

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。